

“市民後見人”として、あなたの力を活かしてみませんか！

第3期市川市市民後見人養成研修会

説明会の開催について

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力に不安がある方に対して、成年後見人等と呼ばれる方が、本人と相談しながら、本人の“手続き”や“契約”をサポートし、本人の暮らしや権利を護っていく制度です。

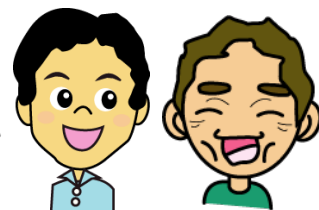


市川市および市川市社会福祉協議会では、成年後見制度を、地域住民の立場で担っていただく「市民後見人」を養成しています。

令和7年5月より、第3期となる「市民後見人養成研修」を開催いたします

- ・期間 約1年間
- ・対象 市川市に住む、概ね30歳～65歳の方

詳しくは、下記の日時に説明会を開催いたしますので、関心のある方はお気軽にご参加ください。



説明会開催日時 いずれかにご参加ください

- ① 北会場 日時 令和7年1月18日（土） 13時30分～15時
場所 全日警ホール 2階 第3会議室
- ② 南会場 日時 令和7年1月25日（土） 14時～15時30分
場所 南行徳市民談話室 3階 集会室3～5

説明会のお申込み・お問合せ

市川市社会福祉協議会 後見相談担当室

☎ 047-711-1437

